

三箇自治会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、住民相互の連絡、環境の整備、会館の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 住民相互の親睦
- (2) 回覧板の回付等、住民相互の連絡
- (3) 美化、清掃、安全対策等、生活環境の改善整備
- (4) 生活文化の向上
- (5) 防犯、防災及び交通安全対策の推進
- (6) 公共諸団体との連絡調整
- (7) 会館の維持管理
- (8) 各種団体活動の促進
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(名称)

第2条 本会は、三箇自治会と称する。

(区域及び町会)

第3条 本会の区域は、大東市三箇1丁目、三箇3丁目、三箇4丁目、三箇5丁目及び三箇6丁目の全域とする。ただし、三箇1丁目の親和町地区及び三箇4丁目の新三箇地区を除く。

2 町会は、三箇1丁目、三箇3丁目、三箇4丁目及び三箇5丁目に各町会、三箇6丁目に南町会及び北町会を設ける。

(主たる事務所)

第4条 本会の事務所は、大東市三箇4丁目1番5号 三箇自治会館内に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条第1項に定める区域に住所を有する個人とする。

2 第3条第1項に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者には、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

3 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとする。

- (1) 第3条第1項に定める区域に住所を有しなくなったとき。
- (2) 本人から別に定める退会届が提出されたとき。
- (3) 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

第3章 財源（会費、寄付金、運営協力金）

(会費)

第6条 本会の会員は、会費を納めなければならない。

- (1) 会費は、一世帯当たり月額300円とする。
- (2) 会費は、原則として1年分一括払、又は前後期の半年毎の分割払とする。ただし、年度途中の入会者は、月割とする。
- (3) 納付された会費は、返却しない。ただし、会員が退会したときは、月割で返却する。

(寄付金、運営協力金)

第7条 本会の活動の趣旨に賛同し、本会の事業に支援協力を行う企業等は、賛助会費を納入するものとする。

2 明示等自治会の承認を要する場合は、1件につき1万円以上を運営協力金として徴収する。

第4章 役員

(役員の種類別)

第8条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 会長 (区長) | 1名 |
| (2) 副会長 (副区長) | 若干名 |
| (3) 理事 | 15名以内 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 町会長 | 6名 |
| (6) 副町会長 | 12名以内 |
| (7) 監事 | 2名 |

(役員を選任)

第9条 役員は、総会において選任する。

2 監事は、会長、副会長、理事、会計、町会長及び副町会長と兼ねることはできない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、会長の命を受けて会務を分担する。

4 会計は、本会の会計事務を処理する。

5 町会長は、町会の会務を処理する。

6 副町会長は、町会長の補佐をする。

7 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長の職務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は職務執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(協力委員)

第12条 本会の円滑な運営を期するため、町会毎に協力委員を班単位で選任する。

2 協力委員は、会員との連絡等に当たる。

(顧問、相談役)

第13条 本会に顧問又は相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、役員会の同意を得て会長が選任する。

(事務局の設置)

第14条 本会の事務事業を円滑に執行するため、本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及事務局長の命を受けて本会の事務を処理する事務局員を置く。

(委員会の設置)

第15条 本会の目的を円滑に遂行するため、次の委員会を置く。

(1) 広報編集Web運用委員会

自治会広報誌及びWeb運用の企画、調整並びに編集を行う。

(2) 公園緑化推進委員会

区域内の公園、児童遊園等の整備、緑の保全及び美化活動等の計画立案並びに公園利用のマナーの啓発を行う。

(3) 防犯委員会

区域内の巡回警備(道路の不法駐車等の調査を含む。)、子ども見守り活動及び年末警戒等の区域内の防犯対策並びに三箇秋祭り等における防犯及び青少年の健全育成活動を行う。

(4) 高齢者交流センター運営委員会

高齢者交流センターの運営方針を整理、検討する。

2 前項に定めるほか、会長が必要と認めたときは、役員会の同意を得て新たに委員会を置くことができる。

3 前2項の委員会委員は、会長が選任する。

(各種団体)

第16条 本会に属する団体及び委員は、次のとおりとする。

(1) 老人クラブ

(2) 防犯委員会支部

(3) 消防団

(4) 女性防火クラブ

(5) 校区福祉委員会

(6) 子ども会育成会

(7) 水利組合

(8) 民生委員児童委員

(9) 青少年指導員

(10) 緑の推進員

2 前項第8号から第10号までに掲げる委員等は、会長が推薦する。

第5章 総会

(種別)

第17条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年度決算終了後2月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき。

(3) 第10条第7項第4号の規定により監事から請求があったとき。

(構成)

第18条 総会は、役員及び協力委員をもって構成する。

(総会の権能)

第19条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 役員を選任及び解任に関する事項
- (2) 事業計画、事業報告に関する事項
- (3) 予算、決算に関する事項
- (4) その他重要事項

(招集)

第20条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、第17条第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 会長は、総会を招集するときは、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、総会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、役員の中から選出する。

(定足数)

第22条 総会は、役員及び協力委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

(議決)

第23条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第24条 役員及び協力委員の表決権は、平等とする。

2 総会に出席しない役員及び協力委員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 前項の場合における第22条及び第23条の規定の適用については、その役員又は協力委員は、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 役員及び協力委員の現在数並びに出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選出に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人が署名押印しなければならない。

第6章 役員会及び理事会

(役員会の構成)

第26条 役員会は、第8条に掲げる役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第27条 役員会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第28条 役員会は、毎月1回、定例日に開催するものとし、会長が招集する。

2 前項に定めるもののほか、会長が必要と認めたとき又は役員から会議の目的である事項を示して請求があったときに会長が招集する。

(役員会の議長)

第29条 役員会の議長は、理事の中から選任する。

(理事会)

第29条の2 理事会は、会長、副会長、理事及び会計をもって構成する。

2 理事会は、本会の運営方針及び役員会に付議する案件等を審議する。

3 理事会は、毎月1回、定例日に開催するものとし、会長が招集する。

4 前項に定めるもののほか、会長が必要と認めたとき又は理事会の構成員から会議の目的である事項を示して請求があったときに会長が招集する。

5 理事会の議長は、理事の中から選任する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 資産から生ずる収入

(4) 活動に伴う収入

(5) その他収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち、重要な資産を処分し、又は担保にする場合は、総会において出席者の4分の3以上の議決を要する。

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の支弁)

第34条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎事業年度ごとに、総会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始前に事業計画及び予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において議決されるまでの間は、前年度の事業計画及び予算を基準として会務を執行することができる。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算報告書及び財産目録として作成し、監事の審査を受け、毎会計年度終了後2月以内に総会の承認を受けなければならない。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において4分の3以上の議決を得て変更することができる。ただし、大東市長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第38条 本会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の20第2号から第5号の規定により解散する。

2 総会の4分の3以上の議決及び全会員の4分の3以上の承認を得て解散することができる。

第9章 雑則

(会館の管理運営)

第39条 本会は、別途定める会館等の管理運営規程に基づき、会館等を管理運営する。

(備付帳簿及び書類)

第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(弔意規定)

第41条 会員及びその家族が死亡したときは、楯料1万円を贈り弔意を表す。

(委任)

第42条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。